

平成28年3月25日
海事局船員政策課

第22回船員派遣事業等フォローアップ会議について（報告）

I. 船員派遣事業の許可に係る事業場監査の結果

船員派遣事業は平成17年4月から導入され、これまで288の事業者に対し許可を与えたが、このうち未更新事業者が23、廃止事業者が39であり、有効許可事業者数が226となっている（平成27年12月末現在）。

平成27年7月から12月までに新規に許可を受けた事業者は9事業者であり、これらの事業者に対しては許可後3ヶ月経過を目途に、許可申請事項等を確認するため事業場監査を行うこととしているが、関係地方運輸局においてこのうちの2事業者に対し事業場監査を実施した。

また、平成27年6月末時点の許可更新事業者は183事業者であり、これらの事業者に対しては、許可の有効期間（5年）内に最低1回の事業場監査を実施することとしており、このうちの11事業者について事業場監査を実施した。

監査を行った13事業者のうち、派遣事業を実施していたのは11事業者、うち5事業者において合計13件の不適切事項があった。

その他、船員労働安全衛生規則等に基づく教育訓練についても4事業者で4件の不適切事項があったことから、それぞれ、所要の是正指導を行ったところである。

1. 事業者の概要

(1) 船員派遣の実施状況

ア. 船員派遣実施済：11事業者
イ. 船員派遣未実施：2 //

(2) 船員派遣事業以外に兼業している事業

ア. 外航海運業：1事業者
イ. 内航海運業：5 //
ウ. 船舶管理業：4 //
エ. 船舶代理店業：1 //
オ. 兼業なし：3 //

(3) 派遣船員等の状況

ア. 派遣船員を含む雇用船員：351人
① 派遣船員：183人
② 派遣船員以外の雇用船員：168人
・ 常用雇用：168人
・ 期間雇用：0人
イ. 監査時に乗船中の派遣船員：75人
ウ. 派遣船員の延べ人数：457人
エ. 派遣先船舶：実数58隻（内航50 外航8）
オ. 派遣先船舶の延べ隻数：229隻
カ. 派遣先企業：57事業者（国内47 海外10）

2. 船員職業安定法等に基づく是正指導状況

(1) 是正指導を受けた事業者：5事業者

[不適切事項の内容]

| | |
|---|------|
| ア. 派遣船員への就業条件明示書の記載不備： | 3事業者 |
| イ. 派遣先への派遣船員に関する事項の未通知： | 1 // |
| ウ. 派遣先への派遣船員に関する事項の通知書の記載不備： | 1 // |
| エ. 派遣元管理台帳の記載不備： | 2 // |
| オ. 派遣可能期間の制限に抵触することとなる最初の日以降継続して派遣： | 3 // |
| カ. 派遣可能期間の制限に抵触することとなる最初の日以降継続して船員派遣を行わない旨の未通知： | 3 // |

3. 船員労働安全衛生規則等に基づく教育訓練の是正指導状況

(1) 是正指導を受けた事業者：4事業者

[不適切事項の内容]

| | |
|----------------------------|------|
| ア. 派遣先への安全衛生教育に係る実施記録の未通知： | 4事業者 |
|----------------------------|------|

II. フォローアップ会議での主な意見等

- ・未実施事業者に対する監査実施の見通し（具体的な目標）
- ・前回の監査でも同じ違反が指摘されている事業者には厳しく対処すべき
- ・派遣された船員の年齢構成等が分析できないか
- ・派遣業許可を受けるための事務所の面積（20㎡）について 等

以 上

1. 船員派遣事業等フォローアップ会議の概要

本会議は、船員派遣事業制度の導入に当たり、「船員派遣制度等については、施行の状況を勘案して、必要に応じて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが適当であり、そのため官労使によるフォローアップの場を設ける。」とされたことを受け、平成17年7月に設置されたものである。

2. 委員等名簿（平成28年2月19日現在、敬称略）

| | |
|-------------|---------|
| 座 長：小 塚 莊一郎 | 学習院大学教授 |
| 原 昌 登 | 成蹊大学教授 |

（労働者側）

| | |
|---------|--------------|
| 池 谷 義 之 | 全日本海員組合 国際局長 |
| 高 橋 健 二 | 全日本海員組合 水産局長 |
| 平 岡 英 彦 | 全日本海員組合 国内局長 |
| 立 川 博 行 | 全日本海員組合 政策局長 |

（使用者側）

| | |
|-----------|-------------------|
| 岩 瀬 恵 一 郎 | （一社）日本旅客船協会 労海務部長 |
| 木 上 正 士 | （一社）大日本水産会 事業部長 |
| 田 中 俊 弘 | （一社）日本船主協会 常務理事 |
| 内 藤 吉 起 | 日本内航海運組合総連合会 理事 |

（国土交通省）

| | |
|---------|--------------------|
| 高 田 陽 介 | 海事局 船員政策課長 |
| 鈴 木 英 実 | 海事局安全政策課 首席運航労務監理官 |

（事務局）

海事局船員政策課雇用対策室